

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊和歌山駐屯地
第398会計隊和歌山派遣隊長 牧原 佑磨

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 鉄屑（級外）ほか1件
- (2) 引渡場所 陸上自衛隊和歌山駐屯地
- (3) 履行期限 令和7年11月14日（金）（代金納付から5日以内に搬出）
- (4) 売払物品 仕様書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」C等級以上格付けされ近畿地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (11) 売払い物品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である。

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第398会計隊和歌山派遣隊窓口において配布する。
令和7年10月8日(水)～令和7年10月22日(火)(土・日曜祝日を除く9時から16時まで)

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札説明会 実施しない

※現地確認希望者は、下記の期間中に調整の上、実施すること。(調整先：第13項(8)の担当者 会計隊 牧原 / 管理隊 峯玉)

令和7年10月8日(水)～令和7年10月22日(火)(土・日曜祝日を除く9時から16時まで) 令和7年10月22日(火)は正午までとする。

(2) 入札

ア 日時 令和7年10月22日(水) 13時30分から

イ 場所 陸上自衛隊和歌山駐屯地 駐屯地会議室

5 損害賠償金等に関する事項

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載してすること。

7 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

8 契約書の作成

(1) 落札決定後遅滞なく作成する。

(2) 基本契約条項

不用物品売払契約条項

(3) 特約条項

ア 談合等の不正防止に関する特約条項

イ 暴力団排除に関する特約条項

(4) 細部は落札者に別に示す。

9 落札の決定方式

総額決定

総額が予定価格以上の最高価格をもって申込をした者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 売払代金の納付期限

令和7年11月14日（金）

※物品引渡しのとしまでに納付しなければならない。

11 所有権移転の時期

当該物件の引渡しが完了したとき

12 物件の引渡し完了の時期

代金を納付した日から原則として5日以内。ただし、令和7年11月14日（金）までに搬出すること。細部は調整による。

13 その他

(1) 入札参加希望者は、参加希望の旨を令和7年10月21日（火）16時までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格審査結果通知書(写)及び入札参加受付票を事前に提出して下さい。（FAX送付可）

(2) 郵便による入札については、令和7年10月21日（火）16時担当者到着分までを有効とします。なお、郵便入札の場合必ず便着の確認（連絡先（8）参照）をお願いします。

(3) 入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。

(4) 電報・電話等による入札は認めません。

(5) 代表者以外での入札については、入札日に委任状を持参してください。

(6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。

(7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊和歌山駐屯地 第398会計隊和歌山派遣隊事務所にて閲覧するか中部方面隊HP調達情報、中部方面会計隊入札公告・結果、心得・契約書を閲覧して下さい。

(8) 入札等に関する問い合わせ先

〒644-0044

和歌山県日高郡美浜町和田1138 陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊 担当：牧原

TEL：0738-22-2501（内線345）

FAX：0738-22-2502（自動）

メール：ma418fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

（売払物品に関する事項）

陸上自衛隊和歌山駐屯地 第304水際障害中隊 担当：峯玉（ミネタマ）

TEL：0738-22-2501（内線236）

本公告は、陸上自衛隊和歌山駐屯地第398会計隊和歌山派遣隊
陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊
陸上自衛隊八尾駐屯地第398会計隊八尾派遣隊
自衛隊和歌山地方協力本部
及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページ

→ <http://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示する。



入札参加受付票

分任契約担当官

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊長 殿

- 1 入札件名：鉄屑（級外）ほか1件
- 2 入札日時：令和7年10月22日（水）13時30分から
- 3 入札場所：陸上自衛隊和歌山駐屯地 駐屯地会議室
- 4 入札参加希望業者等
会社名、住所、代表者名、連絡先等

電話番号：_____

FAX番号：_____

担当者名等：_____

メールアドレス：_____

- 5 入札参加方法（該当欄に○印を）

持 参	郵 送

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
鉄屑等売払		作成	令和7年10月8日
		変更	
		作成部隊等名	第304水際障害中隊

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊和歌山駐屯地において実施する鉄屑等の売払について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は表1による。

表一 種類

連番	鉄屑の種類	規格	単位	数量	備考
1	鉄屑	級外	KG	1,242	
2	鉄屑	ヘビー	KG	800	

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.5 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 管理要領に関する要求

2.1 一般的要求事項

- 本作業は、仕様書によるほか関係法令等に基づき実施するものとする。
車両積載時に鉄屑等が散乱した場合は、確実に清掃・後片付けを実施する。
- 受注者は、車両積載等の実施により施設等に損害を与えた場合は係官に申出て速やかに復旧又は賠償しなければならない。
- 受注者は、あらかじめ収集日時について官側の承認をうけるものとする。
回収は現状のとおりとし回収業者が全て回収するものとする。

3 その他

1.1 輸送

輸送にあたり脱落防止の処置をおこなうものとする。

1.2 使用機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器、消耗品は、受注者が準備するものとする。

1.3 安全管理

受注者は、安全管理に注意をするとともに、必要な場合は、契約担当官の指示をうけるものとする。

3.4 数量等の確認

売払い数量の確認については回収業者が計量し、係官が確認を実施する。

3.5 使用書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、契約担当官に申出て指示を受けるものとする。